

町民課からのお知らせ

後期高齢者医療障害認定について

65歳以上74歳までの方で、一定の障がいをお持ちの方は、後期高齢者医療制度に入することができます。

□後期高齢者医療制度に加入することのできる一定の障がいは以下のとおりです。

1. 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
2. 身体障害者手帳4級をお持ちの方で次のいずれかに該当する方
 - ・ 下肢障害1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ・ 下肢障害3号（一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）
 - ・ 下肢障害4号（一下肢の機能の著しい障害）
 - ・ 音声機能又は言語機能の著しい障害
3. 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
4. 療育手帳A1・A2をお持ちの方
5. 障害年金1級・2級の年金証書をお持ちの方



□後期高齢者医療制度に加入するには、申請により広域連合の認定を受ける必要があります。

□後期高齢者医療制度では、窓口負担は1割（所得の多い方は3割）となります。

□後期高齢者医療制度では、すべての被保険者の方から保険料をお支払いいただきます。

□お問い合わせ 役場1階 町民課 医療年金係 ☎43-2111（内線2115）

総務課からのお知らせ

平成26年度 特設人権相談所の開設について

八百津町では、特設人権相談所（悩みごと相談）を開設し、人権擁護委員が相談を受け付けています。相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

【悩みごと相談（人権相談）開設日】

月	日（曜日）	場 所	時 間
5	14（水）	ファミリーセンター 久田見生活改善センター	13：30～16：00
6	3（火）	ファミリーセンター	13：30～16：00
7	8（火）	ファミリーセンター 久田見生活改善センター	13：30～16：00
9	9（火）	ファミリーセンター 久田見生活改善センター	13：30～16：00
12	9（火）	ファミリーセンター	13：30～16：00
3	10（火）	ファミリーセンター 久田見生活改善センター	13：30～16：00

□お問い合わせ 役場2階 総務課 行政係 ☎43-2111（内線2215）